

よくある質問と回答(指定校変更について)

質 問	回 答
<p><b>Q1</b> 杉並区内で引っ越しの予定がありますが、今まで通っていた学校へそのまま通うことはできますか？</p>	<p><b>A1</b> 小学校は40分以内、中学校は60分以内で、徒歩または公共交通機関を使用して通える範囲であれば、指定校変更の申立てができます。しかし、指定通学区域外からの通学となりますので、必ず事前に校長とご相談ください。 手続きは、住民票を異動した後に行います。 なお、小学校の指定校変更の申立てが認められた場合であっても、中学校入学の際にはお住まいの(引っ越し先)の住所で指定された中学校に入学することになります。</p>
<p><b>Q2</b> 現在、家を建築中(または賃貸契約済等)で、年度の途中に入居することになっていますが、あらかじめその通学区域の学校へ通うことはできますか？</p>	<p><b>A2</b> 入居まで1年以内であり、小学校は40分以内、中学校は60分以内で、徒歩または公共交通機関を使用して通える範囲であれば、指定校変更の申立てができます。しかし、指定通学区域外からの通学となりますので、必ず事前に校長とご相談ください。 なお、手続きには建築時の契約書等(賃貸の場合は賃貸借契約書等)の、契約者や引き渡し日、入居先住所等が確認できる書類が必要となります。</p>
<p><b>Q3</b> 上の子が通っている学校に、下の子も通うことはできますか？</p>	<p><b>A3</b> 学校の受入れ状況にもよりますが、上のお子さんが現在その学校へ通っていれば、指定校変更の申立てができます。入れ違いで卒業する場合は、申立てできません。</p>
<p><b>Q4</b> 家が通学区域の端にあり、指定校よりも隣の通学区域の小学校の方が近いのですが、指定校変更の申立てはできますか？</p>	<p><b>A4</b> 杉並区では、「杉並区立学校の指定通学区域に関する規則」に基づき通学区域を定め、入学する学校を指定しています。この通学区域は通学距離だけでなく、学校施設の規模や学齢人口、地理的要因等を考慮して定めていることから、「距離が近い」という理由だけでは、指定校変更の申立て事由には該当しません。 なお、小学校入学にあたり、指定校までの道のりが隣接校までの道のりの概ね2倍になる場合は、指定校変更第6号事由による申立てができます。 ただし、教室不足や学校の状況等により受入れ出来ない場合があります。</p>
<p><b>Q5</b> 通学路上に危険な個所(踏切、幹線道路、大きな交差点)があるので、別の小学校に通うことはできますか？</p>	<p><b>A5</b> 杉並区教育委員会は、「杉並区立小学校の通学路設定要綱」に基づき、各小学校、保護者、警察等の関係者と協議のうえ、車両の交通量や道路の幅員、ガードレール・信号機の設置状況等から、地域の実情に応じて通学時の安全性や順路に合理性がある道路を通学路に指定しています。お尋ねの理由による申立ては、指定校変更の認定事由には該当せず、受け付けることはできません。</p>
<p><b>Q6</b> 通っていた小学校と連携していた中学校に通いたいのですが、指定校変更の申立てはできますか？</p>	<p><b>A6</b> 小学校と連携している中学校への指定校変更については、その中学校の特色ある教育活動等に参加を志望するということであれば、第7号事由による申立てができます。 また、第7号事由による指定校変更の受入れ人数は、小学校は各校10人まで、中学校は各校15人までと上限がありますので、申立てをしても必ずしも認められるわけではありません。 さらに、教室不足や学校の状況等により「申立てできない学校」となる場合や受入れ数をさらに制限する場合があります。 申立てのできる学校の範囲や申立て期間等の詳細については、入学前年の秋頃に配布する「新入学者 児童・生徒の保護者の方へ」の内容を確認してください。</p>

よくある質問と回答(指定校変更について)

質 問	回 答
<p><b>Q7</b> 学童クラブへのお迎えがあるので、駅(勤務地)に近い学童クラブのある通学区域の学校へ通いたいのですが、指定校変更の申立てはできますか？</p>	<p><b>A7</b> 学童クラブへの送迎や「行きたい学童クラブがある(近い)」という理由による申立ては、指定校変更の認定事由には該当せず、受け付けることはできません。申立てのできる学校の範囲や申立て期間等の詳細については、入学前年の秋頃に配布する「指定校変更のご案内」の内容を確認してください。</p>
<p><b>Q8</b> 幼稚園・保育園・小学校で仲の良かった友達が多く通う学校へ入学したいのですが、指定校変更の申立てはできますか？</p>	<p><b>A8</b> 「仲の良い友人が行くから」といった、入学前の交友関係を引き継ぐことを目的とした申立ては、指定校変更の認定事由に該当せず、受け付けることはできません。 ただし、いじめや不登校など、深刻な問題があり、交友関係も含めて環境を変えることが望ましい場合や、教育上、特に配慮が必要な交友関係があると認められる場合等には、指定校変更の申立てをすることができます。 その場合、教育委員会が幼稚園、保育園、小学校に事実確認をしたうえで、認定又は不認定を決定します。</p>
<p><b>Q9</b> 健康上の不安があるため、通学距離を短くする等の配慮が必要です。より近い学校への指定校変更の申立てはできますか？</p>	<p><b>A9</b> 心身の障害や病弱を理由とした指定校変更の申立てには、医師の診断書等が必要です。 お子さんの状況と学校の状況等により認定又は不認定を決定しますので、診断書があっても必ずしも認められるわけではありません。</p>
<p><b>Q10</b> 中学校へ入学したら、やりたい部活動があるので、その部活動がある中学校への指定校変更の申立てはできますか？</p>	<p><b>A10</b> 指定された中学校に参加したい部活動がない場合で、隣接する中学校にその部活動がある場合は、指定校変更第7号事由による申立てをすることができます。 なお、指定された中学校に参加したい部活動はあるが、活動内容に不満がある場合(部員が少ない、大会で勝てない等)や、隣接しない中学校の部活動に参加したい場合は申立てできません。 また、第7号事由による指定校変更の受入れ人数は、小学校は各校10人まで、中学校は各校15人までと上限がありますので、申立てをしても必ずしも認められるわけではありません。 さらに、教室不足や学校の状況等により「申立てできない学校」となる場合や受入れ人数を縮減する場合があります。 申立てのできる学校の範囲や申立て期間等の詳細については、入学前年の秋頃に配布する「指定校変更のご案内」の内容を確認してください。 入学後、生徒数、教職員の異動、配置等により部活動の存続ができなくなる場合があります。この場合、部活動の休廃部を理由に転校することはできません。</p>
<p><b>Q11</b> 小学校入学後、保護者が就労を希望しているため、あらかじめ放課後の預かり先である親族の住所地の指定校に指定校変更の申立てはできますか？</p>	<p><b>A11</b> 具体的に勤務場所や勤務時間等が決まっていない場合は、保護者の就労を理由とする指定校変更の申立てはできません。申立てには就労証明書や預かり証明書等が必要です。</p>
<p><b>Q12</b> 7号事由の学校の特色ある教育活動等の書き方について、参考になる例や内容がありますか？</p>	<p><b>A12</b> 毎年、部活動の有無や学校の活動状況は変わりますので、希望する学校の特色ある教育活動で何を学びたいのかについて、本人の率直な思いをできるだけ詳しく具体的に記載してください。</p>

よくある質問と回答(指定校変更について)

質 問	回 答
<p><b>Q13</b></p> <p>隣接校は、特別支援学級があるので、通常の学級では心配がある場合でも安心できるように思います。このような理由で、7号事由の申立てはできますか。</p>	<p><b>A13</b></p> <p>通常学級で学ぶにあたり、何らかの心配がある場合は、必ず事前に特別支援教育課へご相談ください。特別支援学級があるからという理由による申立ては、指定校変更第7号の認定事由には該当せず、受け付けることはできません。</p>

(令和5年9月1日更新)